

総合教育会議とは

(目的)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、市長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、平成 27 年 4 月に設置しました。

(仕事)

総合教育会議は次のような協議及び事務の調整等を行います。

- (1) 合志市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 合志市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(委員)

市長及び教育委員会をもって構成します。

(会議)

会議は年 2 回程度の開催を予定していますが、協議する必要があると思われるときは随時開催します。

(公表)

会議の議事録はホームページで公表します。

ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、議事の一部または全部を非公開とします。